

食品等事業者の皆様へ

令和3年6月1日から

新たな営業届出制度が創設されます！

食品衛生法の改正に伴い、「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業を行う営業者は、管轄の保健所に「営業届出」をする必要があります。

営業届出には、届出者の氏名、営業施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品、食品衛生責任者の氏名等の事項を記載してください。

届出対象営業

区分	業種	備考
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装） 食肉販売業（包装） 乳類販売業、氷雪販売業 コップ式自販機（喫茶店営業）	包装済の魚介類・食肉の販売 牛乳類・乳飲料等の販売 氷雪販売 自動洗浄有、屋内設置のコップ式自販機
販売業	弁当販売業 野菜果物販売業 米穀類販売業 通信販売・訪問販売による販売業 コンビニ、百貨店、総合スーパー 自販機による販売業（上記コップ式自販機除く） その他食料・飲料販売業	弁当の小売 野菜、果物の小売卸売 米麦、穀類の小売卸売 食品を取り扱うネット販売、通信販売 店舗を設け、飲食料の販売（小規模・大規模） 自販機による食品の販売 その他食品（パン・飲料・乾物・乳製品・豆腐・そうざい等）の販売
製造・加工業	添加物製造・加工業（許可対象添加物を除く） いわゆる健康食品の製造・加工業 コーヒー製造・加工業 農産保存食料品製造・加工業 調味料製造・加工業 糖類製造・加工業 精穀・製粉業 製茶業 海藻製造・加工業 卵選別包装業 その他食料品製造・加工業	添加物、添加物製剤の製造加工 健康食品の製造加工 コーヒー粉、インスタント コーヒーの製造加工 野菜・果物を原料とした保存食品の製造加工 酢、その他調味料の製造加工 砂糖・ぶどう糖・水あめ等の製造加工 小麦粉・米粉・そば粉等の製造加工 荒茶・仕上げ茶の製造加工 海藻加工品の製造加工 卵の選別・包装 他に分類されない食品の製造
その他	行商 集団給食 器具、容器包装の製造加工	店舗を持たず、菓子・魚介加工品・弁当・そうざい等の移動販売 学校・病院等で20食/回以上の給食提供 合成樹脂製の器具又は容器包装の製造加工


※届出対象外 許可営業

区分	業種
食品衛生法施行令 第35条に規定される 32業種	1 飲食店営業
	2 調理機能を有する自動販売機
	3 食肉販売業
	4 魚介類販売業
	5 魚介類競り売り営業
	6 集乳業
	7 乳処理業
	8 特別牛乳搾取処理業
	9 食肉処理業
	10 食品の放射線照射業
	11 菓子製造業
	12 アイスクリーム類製造業
	13 乳製品製造業
	14 清涼飲料水製造業
	15 食肉製品製造業
	16 水産製品製造業
	17 氷雪製造業
	18 液卵製造業
	19 食用油脂製造業
	20 みそ又はしょうゆ製造業
	21 酒類製造業
	22 豆腐製造業
	23 納豆製造業
	24 麺類製造業
	25 そうざい製造業
	26 複合型そうざい製造業
	27 冷凍食品製造業
	28 複合型冷凍食品製造業
	29 漬物製造業
	30 密封包装食品製造業
	31 食品の小分け業
	32 添加物製造業

届出対象外営業

<p>食品又は添加物の輸入業 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍冷蔵倉庫業は除く） 長期間常温保存が可能な包装食品の販売業 合成樹脂以外の容器包装の製造業 器具容器包装の輸入又は販売業</p>

食品の採取業（食品衛生法上の「営業」に含まれない。）

農業・採卵養鶏業	水産業
<p>農作物の生産 農作物の洗浄 農作物のパック詰め 農作物の乾燥 野菜等の調製（皮むき・根切り・へた取り等） 農業者の出荷行為に当たる販売（業者への直接販売、流通業者を通じた委託販売、自ら直売） 精米・精麦等 蜂蜜の採取 粗糖の製造 荒茶の製造 農業者自ら卵をGPセンターへ販売 農業者自ら洗卵せず卵を小売店舗へ販売 農業者自ら卵を直売</p>	<p>生きたまま水産物を出荷又は販売 漁業者が水産物を洗浄・活〆・放血・内臓除去等 漁業者が水産物を天日干し 漁業者が海藻を出荷のために塩蔵 漁業者が水産物を箱詰め及び保管して出荷 漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売</p> <div style="text-align: center;">  </div>



問合せ先：宮崎市保健衛生課食品衛生係
 TEL29-5283 FAX61-1210